

青森県報

第九百三十五号

令和七年
七月四日
(金曜日)

目次

- 略痰吸引等業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 特定行為業務の登録……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……三
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……四
- 選挙管理委員会
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) ……四

告 示

青森県告示第三百七十四号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第

一号の規定により公示する。

令和七年七月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号 〇三五〇二〇一	登録年月日 令和七・六・二四	氏名又は名称 社会福祉法人徳誠福祉会	住所 青森市沖五丁の三八一	事業名称 特別養護老人ホームおきだて苑	所在地 青森市新田一丁の三一	業務開始年月日 令和七・七・一	備考 介護予防生活支援所
-----------------	-------------------	-----------------------	------------------	------------------------	-------------------	--------------------	-----------------

青森県告示第三百七十五号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和七年七月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号 〇三〇〇一三五四	登録年月日 令和七・六・二四	氏名又は名称 社会福祉法人徳誠福祉会	住所 青森市沖五丁の三八一	事業名称 特別養護老人ホームおきだて苑	所在地 青森市新田一丁の三一	業務開始年月日 令和七・七・一	備考 介護予防生活支援所
------------------	-------------------	-----------------------	------------------	------------------------	-------------------	--------------------	-----------------

青森県告示第三百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年七月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	合同会社ピリフケア	合同会社ピリフケア	社会福祉法人七戸福祉会
	主たる事務所の所在地	十和田市大字三本木字西小稲一七三	十和田市大字三本木字西小稲一七三	上北郡七戸町字太田野一九の四
障害福祉サービスの種類	名称	訪問介護ステーション Tsugun	訪問介護ステーション Tsugun	就労継続支援B型
	所在地	十和田市大字三本木字西小稲一八九の六	十和田市大字三本木字西小稲一八九の六	多機能型障害福祉サービス所（俱楽部）
指定年月日		令和七・七・一		〃

青森県告示第三百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和七年七月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	勤務する病院等	弘前市大字本町五三	診療科目	指定期日
	名称	弘前大学医学部附属病院		
坂本 博昭	所在地	弘前市大字本町五三		令和七・七・一

引地 浩基	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	脳神経内科（視覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由）	〃
-------	-------------	-----------	---	---

青森県告示第三百七十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和七年七月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	名称	合同会社 Growth	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指定期日
	主たる事務所の所在地	黒石市追子野木一丁目一七六の				
		社会福祉法人 人幸喜会	保育所等訪問支援	多機能型事業所ルアナ大開	弘前市大字大開三丁目六の四一	令和七・七・一

青森県告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、むつ都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和七年六月二十五日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年七月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

る。

1 提出期限

令和七年十一月四日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第十六項の規定により、三本木・滝沢地区の県営土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)計画を変更したので、同条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和七年七月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年七月五日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八十号様式の六その一中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

第八十号様式の六その二中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

第八十号様式の七その二中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

第八十号様式の七その三中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭
----------------------------------	---	--------------------------------